

### 第3回大分県道州制研究会議事録

開催日時 平成20年4月21日(火) 15:00～17:00

開催場所 県共同庁舎14階 大会議室

出席者 (委員) 高橋靖周(座長)、足利由紀子、石川公一、佐藤栄一、嶋崎龍生、  
嶋津義久、辻野功、津村哲也、長野健、西村昭郎、花田寛、林浩昭、  
村上和子、幸重綱二、吉村恭彰(敬称略)

(後藤委員、鶴田委員、宮崎委員、村山委員、山本委員は、都合により欠席)

(事務局) 広瀬知事、二日市総務部長、照山総務部審議監、村上行政企画課長、  
各部主管課長等

(高橋座長)

定刻となりましたので、ただ今から、平成20年度第1回「大分県道州制研究会」を開会いたします。議事日程に入ります前に、知事からごあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(知事)

皆さん、こんにちは。今日はまたお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。委員の中でこれまで産業界を代表して東芝セミコンダクター社の各務委員にご出席いただいていたのですが、このたび転勤ということで東京の方に行かれたので新たに昭和電工大分コンビナートの佐藤代表にご出席いただくことになりました。よろしくお願いいたします。道州制研究会も今日で3回目ということになりましたけれども、おかげさまで議論もだいぶ進んでおります。国や九州ベースでの議論も進んでおりまして、この3月には道州制ビジョン懇談会の中間報告が出され、日本経団連の道州制導入に向けた第2次提言(中間取りまとめ)が出されたところです。また、九州戦略会議におきましても第2次道州制検討委員会で近々中間取りまとめも行われると言われておりまして、だいぶ世の中騒がしくなってきた感じがございます。今日は講師も招いて勉強もしながらまた一段と議論を深めていただければというふうに思います。お忙しいところ恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

本日の日程等の説明の前に、皆さんにご報告がございます。

先に知事さんのごあいさつの中にもありましたが、株式会社東芝セミコンダクター社大分工場の各務工場長が3月に人事異動で転出をされました。そのために、委員として

新たに昭和電工株式会社の佐藤代表にご就任をいただいたところであります。皆さんどうぞよろしくお願いたします。

それでは本日の日程等につきまして説明をさせていただきます。

前回の研究会から本日までの間、各界では、道州制ビジョン懇談会中間報告や日本経済団体連合会の道州制の導入に向けた第2次提言（中間取りまとめ）が3月に発表されました。また、九州地域におきましても、九州地域戦略会議第2次道州制検討委員会が取りまとめの作業を鋭意進めているなど、道州制の議論が更に進展しております。そこで本日は、いい機会でもありますので、政府の道州制協議会のメンバーであり、第2次道州制検討委員会の副委員長でもあります、芦塚日出美九州通信ネットワーク株式会社の社長をお迎えいたしまして、九州の道州制ビジョン等についてまずご講演をいただき、その後委員の皆さんに道州制に対する共通イメージを持っていただこうと考えております。講演の後は株式会社アステムの吉村社長がこの研究会に初めてご出席されますので、まず現時点での道州制に対するご意見をお聞かせいただき、その後、芦塚社長と研究会委員の皆さんとで道州制イメージに関する意見交換をしていこうと考えております。さらに残りの時間で、道州制に移行した場合の県民にとってのメリット、デメリットにつきまして、分野ごとに深堀をしていきたいと考えております。今回は、福祉・保健・環境の3つの分野でご議論をいただきたいと思っております。時間がなければ、その時点で打ち切りということにさせていただきます。また、芦塚社長にもこの議論に是非ご参加いただこうと考えております。それでは、芦塚社長、九州の道州制ビジョン等について、よろしくお願いたします。

（芦塚社長）

本日は、このような席にお招きいただきましてありがとうございます。

私は、九州経済同友会の方で九州はひとつ委員会がございますが、そちらで道州制に関する勉強の委員にならせていただいております。それがもとで先ほどご紹介のありました九州地域戦略会議の道州制検討委員会にも参加、これがもとでまた東京、内閣府の道州制ビジョン懇談会の協議会メンバーに出させていただきます。少し勉強をしているものでございます。勉強と言いましても、本日、講演をするようなしろものではございませんし、今までの九州での取組状況、それからビジョン懇談会での中間報告を踏まえた状況について、ご報告させていただければと思っております。よろしくお願いたします。

お手元に道州制に関する九州の取組についてという資料を用意してございます。

第1次道州制検討委員会の骨子、中央の動きの中で、道州制ビジョン懇談会の中間報告の骨子、第2次道州制検討委員会での今の取組状況についてご報告させていただきます。

2005年頃から九同友、九州地方知事会、九経連が相次いでレポートを出しまして、そのことから戦略会議で検討委員会をつくろうということになりまして、その提言書の報告が一昨年10月でございました。その骨子は3ページに書いております。基本スタンスは、地方のことは地方で決める地方分権社会を実現しようということで、全国をいくつかのブロックに再編すれば、東京一極に負けない経済規模を持つ、九州の場合はスイスと同じGDPを持つわけですが、この一国並みの経済規模と人口を持って海外の国や地域と対等に交流できる力が発揮可能ではないか、しかし、このポテンシャルも、国が法令等や国庫支出金の交付を通じて地方に対し広範囲かつ細やかな規制を行っており、地方の裁

量は限定的である、また、県単位で実施され、能力を十分活かしきれていないのではないかということでブロック規模で実施した方が、効果的な政策が実施できるということで、全国を広域的に再編して道州とし、そこに産業政策・社会資本整備など内政に関する権限と財源を国から移譲すれば、中央集権の縦割行政と画一的な政策によって閉塞状況にある地方を再生し、個性豊かで活力ある地域社会が形成可能ではないか、また、限られた財源を地方で有効に使うためには、地方のことは地方で決める自己決定システムの構築、すなわち地方分権社会の実現が不可欠である、ということから、わが国の将来のために道州制の導入が必要である、ということが頭の骨子でした。これで7県の知事さん、経済団体4団体から構成される戦略会議で、承認をいただきました。九州の戦略会議としては、道州制が必要だというコンセンサスを得たことは画期的なことではないかと思われま

す。なぜ道州制が必要かということは、どこでも言われておりますけれども、4ページに書いてあります。経済のグローバル化と大競争時代が到来しまして、やはり1つになってやるべきではないか、あるいは人口減少社会、あるいは東京一極集中を是正しなければいけない、それから県境を越える広域的課題が増えてきましたということなどです。

それから5ページにアンケートがございます。現行制度でどういう問題がありますかということで、企業、個人、行政機関の方からとらせていただきました。国と中央集権システムの課題、国と県（県と市）の二重行政の課題、都道府県制度の課題など89項目ができました。やはり課題があるなということで6ページですが、これを解決するためにはどんなことをやればいいのかということですが、1番多かったのはDの個々の法改正や運用改善、規制緩和、権限移譲等ということで、いわゆる地方分権をやればできますよというものが45%ありました。県合併や政策連合でやっても30%ぐらい、道州制でないとできないというものが20%ぐらいでした。こういうものを引くくめて個々にこういう法改正等で地方分権を行っていくよりも一体的に道州という抜本的な制度改革をやってはじめて効果的なものができるということです。こういうことで道州制が必要というコンセンサスが得られたわけがござい

ます。7ページからは具体的問題点の例を挙げておりますが、省略させていただきます。

9ページですが、道州制の目指す方向性ということです。

道州制はツールであるということです。九州を活性化して、アジアの拠点として九州が栄える、道州制の究極の目的は、九州を活性化して人々の暮らしを豊かにするという事です。このポテンシャルを活かして九州が東アジアの拠点として繁栄するためには九州のことは九州で決める、自立経済圏九州の実現、これが必要だということです。それから現行制度を改善したいということです。課題を解決したい、そのための行財政改革であるということです。

11ページですが、それでは役割分担はどんな方向かということですが、これは当時整理したものです。皆さんが考える大まかなところで、福祉、介護、医療、教育といった住民サービスの大部分は基礎自治体が行う、近接性の原理と書いています。それから道州は広域自治体として、市町村ではできない広域的な役割を担ってさらに道州では対処できない外交、防衛など国家の存立に関わる役割は国が担う、補完性の原理と書いていますが、ヨーロッパあたりでも地方分権のグローバルスタンダードと言われておりますが、こういった近接性の原理、補完性の原理ということが大きな枠組みということです。国の役割は

地方自治法第1条で定められている国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい基本原則、全国的な規模や視点に立つて行わなければならない施策などということになっています。第2次道州制検討委員会では少し変わりますが。それから、計画から執行までを各市町村まで自己完結的にやることだとか、自ら条例で定めることができるようにするべきだということが第1次道州制検討委員会の制度的な大きな枠組みです。

それから12ページですが、目指す姿、ビジョンに近づくわけですが、こういう制度的なものをツールとしてどんなことをするかということですが、九州のポテンシャルを活かし、パワーを発揮できる九州を目指すということで、九州のポテンシャルはいろいろあります。産業集積その他、これを最大限に活かす、それから道州制の特性も最大限に活かすということです。

そして13ページにビジョンの具体例ということで整理したものがございます。生活で安全安心で豊かな暮らしのできる九州を実現するんだということで、九州のどこに住しても一定水準以上の福祉、医療等のサービスを受けられる体制整備など。経済では産業の域内循環を高め、一体的に発展する九州を実現するということで、産業連関等、域内循環を高める政策を実施する、九州は産業の戦略的拠点配置を行い、多極型で九州の一体的発展を目指す地域政策を実施する、そしてアジアと連携して栄えるということ。国際では自立経済圏九州でポテンシャル化してアジアで羽ばたこうということ。それからこれを支えるには社会資本整備、これも九州で効率的な社会資本整備を行って、競争力のある九州を目指そうということ。例えば、循環型高速交通網を整備して、空港、港湾など総合的に交通体系を整備していこうということなどです。こういう方向性ということで取りまとめられたものです。

これが九州の第1次道州制検討委員会ですが、12ページに書いておりましたが、これを実現するためには実現に向けてもっと検討しようということで、次の2次の検討委員会につなぐんですが、役割分担をはっきりさせる、自主財源を確保する仕組みを検討する、国民的議論を喚起する方策を考える、道州制導入に対する懸念への取組を考える、ということ。す。

それから14ページで国における道州制の動きですが、最近活発になってきております。

図を見ていただきたいのですが、地方分権一括法がございまして。これは2000年ですが、国が県や市町村に委任するのを止めて地方は国から受託してやる、それから自治事務として県あるいは市町村がやる、対等の関係でやるということで地方分権一括法が制定されたところ。それを受けて地方分権改革推進委員会で自治立法権、自治財政権、自治行政権の確立に向かって地方分権改革を進めるということで中間報告が出されております。これと同時に一昨年2月に第28次地方制度調査会での道州制が必要という答申を受けて、小泉首相が道州制特区推進委員会をつくり、北海道を励みにして特区を推進しようということと、もう1つは道州制ビジョン懇談会、これは安倍首相になっていましたが、渡辺さんを担当大臣に据えて1年以内に中間報告を出すんだということでスタートいたしました。それから自民党も熱心でありまして昨年6月に中間取りまとめを出し、また、今後も取り組もうとしております。15ページは地方制度調査会、16ページは全国知事会、17ページは日本経団連、18ページは自民党、20ページは地方分権改革推進委員会の

中間取りまとめです。そして、21ページが道州制ビジョン懇談会の中間報告ですが、これは出席させていただいて17回ほどで中間取りまとめをいたしました。かなり抽象的ですが、人数も多いし、最大公約数的にかんなをかけた表現になっております。

骨子をご報告させていただきますと、中央集権、東京一極集中が問題であった、それによりグローバル化の中における日本経済が停滞しているのではないかという認識です。それで道州制の理念と目的ですが、時代に適応した新しい国のかたちをつくるということです。これは第28次地方制度調査会で言った言葉と同じです。

道州制は国のかたちの問題、国全体の問題であり、都道府県合併を前提とする必要はないということです。これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、こういう表現になっております。また、日本の各地域が主権をもった統治体制、すなわち地域主権型道州制、その哲学は連邦制に近い地方分権を謳っております。かなり国の力を限定するというでいております。

目的は省略いたしまして、23ページの制度設計でございますが、国の権限は国家に固有の役割に限定し、国民生活に関する行政の責任は一義的には道州と基礎自治体が担う、いわゆる内政は地方だということを謳っております。それから、基礎自治体と道州の規模はパワーを発揮するためには適正な規模が望ましいということを言っております。3番目は国の役割を限定し、地域が主権を持つということです。これは国独自の権限に制限して、地方のことに国が関与してはならないということです。九州では九州地域戦略会議でも議論になりましたが、役割分担については、補完性の原理で基礎自治体ができないことは道州で、道州ができないことは国で、ということではなくて、国の役割を限定すべきではないかという議論がなされております。まさにそういうことを受けて、それに沿った内容になっているかと思えます。

それから、道州制のメリット、これは受益と負担の関係が明確化、住民参加が容易などありますが、24ページで道州制の課題が指摘されています。地域間の格差が拡大、規模が大きくなり、住民との距離が広がる、あるいは都道府県単位で育った業界や文化の団体が困り、行事ができなくなる、などありますが、これについては、国の議論の中で制度設計を適切に行うということで乗り換え可能であるし、道州制というのはツールであるので、道州制になったときの施策を考えてやることで克服できるのではないかという意見が大勢であり、こういう表現になっております。

それから役割分担については、基礎自治体の役割、これは対人サービスなどの行政分野は総合的に基礎自治体がやる、特に社会福祉（児童福祉、高齢者福祉）、保育所、幼稚園は基礎自治体がまずメインだということです。道州の役割は、基礎自治体の範囲を越える部分、基礎自治体の財政格差の調整などがありますが、何といたっても広域の公共事業、空港まで含めてこれは道州、それから大学、経済・産業の振興政策、市町村間の財政格差の是正、教育水準、福祉医療の基準、これは道州が広域的に役割を果たすべきではないかということでございます。国の役割は、限定するということを言っておりますけれども、全国的に統一すべき基準の制定は国がやるべきではないかということで、例えば、最低限の生活保障は国が保障すべきではなかろうか、それから生活保護、年金、医療保険等のナショナルミニマムならびに警察治安、広域犯罪対策については、基礎自治体と道州と国がどう受け持つかを検討しなければならないということになっております。ナショナルミニマ

ムについては、国にある程度、基本ルールは持ってもらえるのではないかという議論がかなりあります。経団連でも障害があるかもしれませんが、社会福祉とか雇用施策など、いわゆるセーフティーネット、あるいは教育の枠組み整備というのは国にやらしてもらわなければいけないのではないか、内政は道州以下といいますけれども、国が逃げなければいけないのではないかという意見が、この懇談会の中でも出ておりました。それから立法権の確立で道州が立法を行うということは当然のことです。26ページの道州制における税財政制度については今後検討を進めることになっております。それから道州制の区域については、抽象的な表現になっております。住民の意思を可能な限り尊重し、法律により全国をいくつかのブロックに区分しますということを書いております。

27ページですが、1番目の道州制の導入プロセスについてですが、国民理解の促進については、意見交換をやって十分に積極的に理解活動を進めないといけないということです。

4番目の政治のリーダーシップについては、国民の議論喚起とともに政治がリーダーシップを強力に発揮してもらわないといけないということです。

それから移行方法については、九州は議論が進んでいるようだから先行実施をやらしてもらった方がいいのではないかという意見も出ていますが、それについては、国のかたちを変えるので、一斉にやるべきではないかという意見が強いようです。ここでは一律が望ましいと書いております。

それから、これからの取組といたしまして、道州制基本法の制定というものがあります。基本法を2010年、2年後に作りましょうということです。道州制の基本法を作って、総理大臣を長とした道州制諮問会議、その支援機関として道州制推進会議、各地域には道州制推進組織を作り、2018年までに完全に移行しましょうというような提案です。これに対しまして、新聞等の情報ですけれども、増田大臣は中間報告をしっかりと受けて進めていきますということです。福田総理は、今はそれどころではない。地方分権をしっかりと進めてから道州制でしょうということです。全国知事会の麻生知事は、この考え方は全国知事会と合致しているので高く評価しているというコメントを出されております。

それから29ページ、フランス、イタリアの地方自治の概要ですが、これは大分の方も一緒になって2回ほどフランス、イタリア、スペイン、ドイツなどに調査勉強にいらしました。ちょっと分かっていることは、彼らはEUの中で、グローバル化する経済社会の中で、国が政策的に州都の一地域をつくってそこに産業政策、社会資本整備の権限を与えて自ら地方が栄えるような政策をやらせる、これが大きな目的で地方分権を進めてきているということです。制度そのものはまだ中途半端で、それから税財政制度も完全ではありませんが、フランスとかイタリアあたりでは州制度を入れてから地域活性化にいろいろと実際の効果を上げています。例えば、フランスの西側のペイ・ド・ラ・ロアル州に行きましたが、ここは1州では人口が少ないのですが、3州連合ということをやっております。800人ぐらいの人口になって、ここで産学官一体となった産業政策を進めており、タイムズ紙あたりでも大々的に報告されておりましたが、人も来る、学者も集まるという地域社会を築いております。イタリアもそんなところですよ。イタリアのロンバルディア州は人口940万人ぐらいです。

32ページです。九州地域戦略会議第2次道州制検討委員会では、役割分担をもう少し

考えて、それから33ページの具体的なケーススタディを考えてみて、その上で役割分担がどうあるべきかを考えてみようということで、今作成中です。32ページに図がございしますが、役割分担の基本としては、連邦制に近いものでいくべきではないかということで佐賀県さんからの強い提案ですけれども、都道府県、今までは縦で国、都道府県、市町村というようになっています。決定権、財政移転は国にあります。国税も住民から多く取って、あとは交付金その他で都道府県、市町村に下ろしてくるというようになっています。道州制になりますと国と州と市町村がそれぞれ独立である、国税、州税、市町村税それぞれ独立でやって、企画立案、法律、条例制定もそれぞれにある、こういう独立した道州制を目指すということが基本になっています。

役割分担の具体的イメージでは、国の役割は地球環境問題、これは道州、市町村の全部に出ております。国がやるべきこと、道州で広域的にやるべきこと、市町村の環境対策、それぞれ役割があるということになっております。それから医師免許、薬品規制、これは国でルールを決めてもらう、しかし道州で一体的に行う、それから市町村も住民に身近な医療をやらなくてはいけない。役割分担を分割するといいましても結局実態をよく検討してみると、こういうふうに分かれてくるのかなという懸念もございします。教育は主として道州と基礎自治体になっています。育児、介護についても道州の役割と市町村の役割とどちらにもあるような、少しそういうようなグレーゾーンはありますけれどもあとは、国の役割、道州の役割、市町村の役割と分けて整理されつつあるという状況であります。

34ページです。医師不足の解消、離島・僻地などの過疎地の医療体制の充実、それから子育て支援施策の充実については、生活者の視点から道州制ではどうなのか、道州制になるとどういうメリットがあるのかということにはいいテーマだなということで検討してもらっています。方向性としては、国がいろいろ薬事法その他許認可を作ったりしていますけれども、これを地域の実態にあわせてもっと過疎地域その他に医療体制を充実してネットワークも組むとか、地域の実態にあわせて医師を確保できるようにしようとか、権限と税財源を与えてもらえれば、地域の実態に合うようなことがやれるのではないかとことです。子育て支援も生まれる前から妊婦の検診、子育てに至るまでを一貫していろいろなことを地方に与えてもらえれば、今は基準を国が一律に決めて身動きが取れないという状況ですので、基準設定から税財源手当てまで全部地方にやらせてもらえれば、もっと地域にあったいいことができるということです。そういったところが検討委員会でも整理されつつございします。以上、少し長くなりましたが、今の取組状況についてご報告させていただきました。

(高橋座長)

ご講演どうもありがとうございました。ご講演のテーマはここにありましており道州制に関する九州の取組についてということで、九州に留まらず、日本で行われている色々な動きについてもご紹介をいただきました。ご講演の趣旨はお聞きおよびのとおりの動きがあるということの報告を中心にしたものでございまして、何もこれで決まっているわけではございません。これからわれわれが決めていくというスタンスです。それでは、芦塚社長との質疑、意見交換の前に冒頭お願いしました、研究会に本日初めて出席をいただきます吉村委員に道州制に関するご意見を5分ばかりご発言いただきたいと思いますの

で、よろしく願いいたします。

(吉村委員)

初めての出席ということで意見を発表するよういわれたんですけども、私自身が勉強不足、情報不足というところもありまして、具体的イメージがつかみきれないということが正直なところ。県民レベルのメリット・デメリットを断言できるほどクリアになっていないのですが、私自身は医療の流通の方の仕事をしておりますので、そっちの方面で感じていることを話させていただこうと思います。

医療そのものは、嶋津先生が医師会長でいらっしゃいますので、本来口を差し挟むところではないのですが、私自身、仕事の関係もあって、地方に行く機会が多いのですけれども、本当に今、東京、それからそれに準ずる中核都市とそれ以外の地域というのが、自助努力ではどうしようもないような格差が付きはじめています。個人の力ではこれは無理だということを感じます。我々の関連するところでいいますと、地域医療の崩壊というのが、加速度的に激しくなっているということがあります。原因はおそらく色々あるんだと思いますけれども、その中の1つに、いわゆる地区によって色々な条件、あるいは環境、ハードな部分を含めて、全く違うにもかかわらず、全国を一律同じ法律というソフトあるいは規制でカバーをしようとするところの矛盾が出始めているのではないかと感じます。

例えば、もうかなり前になりますけれども、社会的入院が問題になりました。厚労省はその時に、いわゆるお年寄りを病院からできるだけ出そうということで、いわゆる療養型であるとかあるいは老人保健施設というものにシフトさせる政策を取りました。これらは東京を見ていると非常によく理解ができるんですね。東京の場合は、大学、大病院というところしかベッドがないわけですし、それ以外のところはビルのクリニックが医療を担当している。ですから大学、大病院のベッドにお年寄りが入って、社会的入院で問題になるということで、病院でかかる医療費よりも少し安くして、そういう療養型に移行させるという施策をとったわけでございます。ところが地方に行くと、今でもありますけれども有床診療所という制度があります。その地域に根付いて実際に19床以下のベッドを持ってやられているドクターがいらっしゃいます。ここは今まで全く診療報酬上、手当をされずに来たわけでございます。その政策を導入する時に、1人当たりの医療費としては、診療所で1ヶ月約20万円、それが病院では約60万円かかっていましたが、その60万円近くかかるところを低く抑えようということで誘導策をとったのですが、逆効果でしかなかったのではないかと私は思います。それができなかったというのは、おそらく法律で、原則、有床診療所は48時間しか入院させてはいけないということがありまして、そういう原則禁止されているところの報酬を上げていくということができなかったのではないかと私は思います。

こういうものを見ると東京で必要な施策と地方はどんどん違ってきている。一律同じソフトでくくれないという環境が非常に色々な分野で広がっているのではないかと私は思います。いただいた資料に目を通しても色々な分野にそういうことが起こっている感じがするわけでありまして、そういう意味ではこの道州制を導入するということについては、少なくとも全国を一律の網で括るというやり方からは脱却が可能ではないか、より地域の実情



に合わせた立法の権限を持つことができればより効率的な運用ができると思いますし、ひいてはそれが県民のメリットにつながるんだらうと思います。そういう形でやって自立していけば、特に医療の場合は、先ほど国が逃げているというお話がありましたけれども、おそらく医療保険のことをどうするかということ、今の後期高齢者の医療制度でも大変問題になっておりますが、医療保険をどうするかということは非常に大きな問題になると思いますし、道州間によってかなり負担の格差が生じる可能性もあるのだらうと思います。

それから、細かい我々の問題で言いますと、新型インフルエンザの対応等が中央で話題になるんですけども、実はそれに対する対応も遅々として進んでませんし、各県単位によって受け止め方も違いますし、対応の仕方あるいは備蓄のあり方も各県に国の方も任せられた形になっているような気がしています。もしこの時点でパンデミック等が起こると大混乱は免れないという気がします。各県と国との間で緊急災害が起こったときに果たして上手くまとめられるのかなという気がします。道州制ということになれば、いくつになるかわかりませんが、遙かに少ないところと国との間のやりとりで物事が決まるということになるんでしょうから、そういう意味ではスピーディーな対応が可能になるという期待ができます。

あともう1つです。北海道にもちよくちよく行くんですが、ちょっと前になりますが、北海道は既に1つの道になっているのですが、道州制のコンセプトについて、私が知る限りでは、あまり積極的に考えている企業であるとか、道民はいないような感じがしております。これは1つは今補助されている部分がかかなり削られるのではないかという部分があって、仮にそういう補助がきられることになると選択と集中が加速せざるを得ないということになります。そうすると道民の住む地域を限定しなければいけないのではないかというような話も昔聞いたことがございます。ですからあまりにもそういう効率を追求しすぎるとそういうことも出てくるのかなという気がいたします。

(高橋座長)

貴重なご意見ありがとうございました。それでは予定どおり進めてまいります。今、芦塚社長からご講演をいただきましたが、それに関しまして、質問あるいはご意見がありましたらお願いをしたいと思います。

長野社長のご意見がございますので代わります。

(長野委員)

どうも皆さんご苦勞様でございます。今のご講演の内容について意見があるということではなくて、この会はあくまで研究会であって、一方的な意見に偏ってもいけないし、フェアに行かないといけないという段階で、非常に内容が濃くて立派なお話だったのですが、講師は福岡の経済同友会の代表幹事ということで、私ども毎日、個人的には福岡とか各県と激烈な争いをしている会社としましては、非常に失礼ですけれども、福岡はかなり敵視しているといいますか、敵の方から参考意見をお聞きするということは大分県の利益としてどうしたものかという感想をまず持ちます。フェアに行くためには、福岡偏重といいますか、ほっておくといよいよ福岡一極集中になりがちなところを、佐賀でもない、熊本でもない、大分の研究会で福岡の応援をするというような、そういうことではないと

と思いますが、お話の内容を聞きますと、もう既に九州は1つなどというお話が中に入りますと、いつの間にそんなふうになってしまったのかという恐怖感を感じまして、この段階でこの先どうなるのかなという恐怖感に駆られて明日から寝られないのではないかなという感じがいたしました。

私は、現状では賛成でも反対でもないのですけれども、条件によって変わってくると思います。州都がどこに行くのかということで大きく変わってくると思います。大分に州都を持ってきていただきまして、大分は色々な条件がよく、福岡に負けない条件があります。もう決まっているような話をするにはフェアではないと思います。「道州制にすると北海道の二の舞になって第2の東京を作るという危険性もある」というような意見をお持ちの方の講演会も是非次回に開催していただきたい。それでフェアになるという感じがいたします。この会の運営につきまして、こういう感想を受けましたので、内容は一方的に見れば、九州は1つで立派な構想であると感心いたしますが、これは条件が変わりますと、これが全部マイナス要素に変わりうるのではないかと感じますので、大変失礼でございますけれども、こういうことを申し述べます。

(知事)

今、長野委員から大変筋の通ったお話がございましたけれども、芦塚さんにお越しいただいた経緯を少しご説明しておきますと、私もこの場に福岡県知事が乗り込んできたら反発をいたしますけれども、そういう趣旨では決してありません。九州戦略会議で道州制の議論をしていただいております。その道州制の議論をご紹介いただくということが1つと、この場でも道州制の研究をするのですが、これまで1回、2回とやってくる中で、道州制のイメージがある程度湧かないと議論が深まらないという話もありましたので、今議論されていることはどういうことで、道州制となるとどんなイメージのことを頭に置いておけばいいのかなということで、それには1番九州の中でもどの地域とも偏りのない芦塚社長が一番いいということでお願いをした次第でございます。長野委員の筋道と反することは全くないと思いますので、ご説明をさせていただきます。

(芦塚社長)

長野委員の言われることもよくわかります。どちらかというと我々は九州経済同友会ベースで最初議論をやって、おっしゃるような懸念の議論は出てまいります。福岡一極集中になるのではないかとということですが、いつも道州制検討委員会等で出てまいりますのは、多極型で九州各地がどこもそのポテンシャルを活かして多極的に栄える九州を目指そうという制度作りであるということはどこでも、いつも言われておりまして、各知事さんからもよく話が出ます。福岡一極集中になるようなことだけは避けなければいけないと考えております。一体的に栄えるそういう政策が実現できるような制度、それから区割りにについても九州7県が一体の方がいいのではないかとことになっていきます。国の委員会でもありますが、地域の地勢的な、あるいは地域住民の望みによって決めるべきだという意見があります。まだ決まっていませんけれども。道州政府は政策についても全部決めるべきだということになっていきます。国が一律に決めてはいけないという議論が多くございます。福岡が一極集中で福岡が栄えてという気持ちは、委員の皆さんは持っておりません。

(知事)

芦塚さん、そういう意味では、この九州地域戦略会議の第2次道州制検討委員会の中間報告の中で、州都は県庁所在地に置かないということを書くと議論が非常によくなると思いますよ。福岡一極集中はまず否定するんだなということができて、非常に議論が沸き立つのではないかと思いますけれど、どうですか。

(芦塚社長)

福岡の方もあまり州都は福岡という意識はございません。ニューヨークとワシントンとるように色々と分かりますので、例えば、スペインなどもバスク地方も3つに分かれます。経済、文化、人と分かれます。ああいうバランスがいいのではないかと皆さんの意見もあります。ただし、例えば熊本県は、よく自分のところが州都であるということを盛んに言われておりますけれども、その議論はまだ皆さんすべきではなからうと思います。

(辻野委員)

中央集権制が問題であって、外交だとか防衛だとか国にしかできないことだけに限定するということは、一見筋が通っているようですが、矛盾があります。ナショナルミニマムは中央政府に委ねないといけないというわけです。32ページの図をごらんください。ブロックに分けたときに財源の問題があります。結局、税金というのは個人と法人からしか取れないわけです。日本列島は南北に長いわけですから、こういうふうにやっていったら、たぶん九州は自立できると思いますが、東北や北海道はどうなるのか、東北や北海道が納得できるような案でないといけないのではないのでしょうか。全国一律にはいかないんです。

それから33ページ、医療は道州の役割となっており、医師免許は国の役割となっていますが、健康で文化的な最低限の生活は憲法で権利として謳われています。権利として謳われていることは国に義務があるということです。どんなにお金がかかろうと、大分市内の他で竹田や豊後大野市内に産科がない、救急病院がない、これは憲法違反なんです。こういうことが加速されていく、完全にその地域の個人と法人から税金を調達する仕組みですと。ですから、32ページの表の右側ですが、財政移転が即悪いということにしてしまったら、成り立たなくなると思います。そのあたりはどうなのでしょう、不思議でありません。

(芦塚社長)

役割分担、これは権限ですが、権限の裏には税財政の裏付けが一緒にならないといけないと考えています。今おっしゃったことは、ここではまだ検討不足ですが、色々な案が出てきておりますけれども、地域が権限に見合った税財政の手当ができる、そういう課税権を持った税制、そして道州間でアンバランスが出る場合は水平調整と垂直調整、例えば、地域できちんとバランスが取れるように横の道州間の調整をやると同時に、国が垂直調整を行うというような財政調整制度は必要ではないかということで、そこはまた検討して皆さんに諮るということになると思います。

(辻野委員)

そこがないと成り立たないですね。

(芦塚社長)

成り立ちません。おっしゃるとおりです。

(辻野委員)

はっきり言いますと東京とか関西だとか九州に立地している企業からの税金を東北や北海道に回さなければ成り立たない理論です。そこに住んでいる人等で成立するというのは九州だけではないかと思えます。

(高橋座長)

貴重な意見交換ありがとうございました。長野委員からの意見は、大分の有力な人たちの代表的な意見だと思われまます。たぶん福岡県以外の県はかなり強い危惧でもあると理解しております。それで、芦塚社長にどうしてお越しいただいたかということは実は、この研究会の担当課長であります村上課長から事前に相談を受けまして、今回は芦塚社長がいいのではないかということで進めたわけです。1つの理由は、ご承知のように芦塚社長は、九州電力のご出身です。以前、大分県に大分支店長として3年ばかりいらっしゃいました。それで非常に大分ファンです。もう1つは、九州電力で副社長までなされましたし、福岡経済同友会その他九州の財界で非常に幅広く、特に企画部門で色々なことをやられておまして、非常に公平な方です。また、道州制についても九州の事情を非常に分かっている方ですから、30分ぐらいお話をいただいて議論を深めていこうということになりました。そういう意味では、今日来ていただきまして、大分の実情も直に聞いていただいて、これはきっとまた九州全体で議論するときに活かしていただけるというふうに思っております。

それでは、講演会に伴う意見交換は一応この辺で終わらせていただきまして、次に議題の道州制に移行した場合の県民にとってのメリット・デメリットに移りたいと思います。

今回は、何でもいいということにしますと議論がばらけますので、分野といいますかテーマを3つ、福祉・保健・環境に分けておりますが、まず、福祉の方からお願いをしたいと思っております。

(長野委員)

このテーマを討議する場合に、条件があるのではないのでしょうか。州都が万が一一大分になる場合にどういうメリットがあり、どういうデメリットがありといったように、結果によって、随分メリット・デメリットが変わってくるという可能性がある中で、その辺が決まらないのにメリット・デメリットというのは非常に抽象的というか、意見を決めにくいのではないのでしょうか。

(高橋座長)

そういう考え方もあると思います。しかし、そういうことであれば州都を大分にした場合こうだ、その他の場合はこうだと限定的にお話をいただくといったようにしないとなかなか議論を進めにくいというふうに思っております。もし、長野委員からそういうことで大分に州都がきた場合はどうするかというご意見でも結構でございます。研究会では色々な意見を出していただいて、前の橋を通らないとどうしても前に行けないという方もあるかもしれませんが、通ったつもりで議論するという方もあるかもしれません。その辺は皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

(知事)

長野委員のご指摘もございましたけれども、私たちの考え方は、州都がどこに行くかによって、随分違ってくる話だとか、道路が整備されたときの話とそうでない話は随分違ったりとか、まさに道州制の中で色々前提として考えておかなければならないことはたくさんあります。条件として整備しておかなければならないことはたくさんあります。研究会の趣旨はまさにそういうところまでつっこんで、我々はこの問題について理解すべきだということですから、色々な条件をクリアにしなければ進まないという議論があるところではありますが、どういう条件があるだろうか、どういう問題があるだろうかということも含めてこの研究会で議論をしたいということで、今、長野委員からご指摘のあった点、そういう諸条件を色々考えていくことが大事だと思いますので、その前提で議論を進めさせていただきたいと思います。

(高橋座長)

それでは時間も経過しておりますので、議事を前に進めたいと思います。議論の前にこのテーマにつきまして、事務局の方から配付資料の説明をお願いします。

(事務局：村上行政企画課長説明)

(高橋座長)

ありがとうございました。それでは道州制に移行した場合の県民にとってのメリット・デメリット、テーマといいますか、分野としては福祉の方から入りたいと思います。まず子育てでございますが、どなたかご意見ございませんでしょうか。

足利さんどうぞ。

(足利委員)

いただいた資料3の現状問題を読ませていただくと、これはどちらかというと一極集中型とか地方分権が原因ではなくて、今のライフスタイルの変化に伴っての問題ではないかと思われまして。昔の専業主婦でおかあさんが家にいて子どもを育てていた時代に比べて、今若い世代のおかあさんが働きに出られているということで、男女雇用機会均等の問題であるとかライフスタイルの変化によって保育所とか幼稚園の問題が出てきており、一概にこの問題というのは道州制になるとこう変わるというよりは国全体の現在の女性のライフスタイルに制度が伴っていないということの方が問題ではないかと思っております。それから、

福祉のイメージのところは子育ての話だけなのですが、むしろ問題になってくるのは、特に過疎地の高齢者の福祉のメリット・デメリットが出てくるのかということの方が私は知りたいと思います。

(高橋座長)

ありがとうございました。今、足利委員のご指摘は子育ての問題はともかく道州制の導入をする、しないにかかわらずライフスタイルの変化に対する対応はどうするかという問題だということで、ご指摘をされればそうかなという面もあります。それからもう1つ、福祉の問題で非常に深刻な問題は過疎地の高齢者の問題であるというご意見がございました。福祉に関してどなたかご意見ございませんでしょうか。

村上委員をお願いします。

(村上委員)

先ほど、足利委員がおっしゃった高齢者の問題、それから障害者の方もそうなんですけれども、今、福祉で1番何が問題になっているかということと人材の確保が非常に困難になってきたということではないかと思われまして。サービス自体は市町村に移って、かなりきめ細かなサービスが提供されていると思われるのですが、実際に働く人がいない、例えば、介護福祉士の資格を取った人や大学等で社会福祉士の資格を取った人が、教育もそうだと思いますが、そういった関係の学校を卒業しても結局は大分に定着しないということがあります。これは大分だけの問題ではなく、いわゆる地方には定着せずにやはり東京であるとか、そういった大きな街に行ってしまうということです。実際には何が1番なのかというと、やはり賃金の格差だと思います。見た目の報酬が、月収が東京の色々な介護施設であるとか、福祉施設が募集している求人表を見ますと、非常に見た目の月額報酬の差が大きいわけです。そうすると住居費とか生活のしやすさは大分とかはいいと思いますが、そこは若い人は見ずに見た目の報酬だけで都会の方に、東京に出ってしまうということで、これからますますいくら施設ができたりサービス提供事業所が増えてきても、そこで働く人の確保ができなくなってくるということがあると思います。

そういった面から考えると、先ほども芦塚社長さんがおっしゃっていましたように九州は1つということで、関東などに行かなくても、高速道路とか鉄道もそうなんですけれども短時間で移動できるネットワークを九州に作ることによって、魅力ある街にして、関東に行かなくても九州の中で若者が定着できる、遊んだり、親の介護に行ったり、あるいはそういった介護施設に勤めていても短時間で通えるようなことが、道州制を採用することによってできるのであれば、非常に大きなメリットができるのではないかと考えております。

(長野委員)

道は入ってくる人も出てきますが、出て行く人も出てきます。かえって出て行ってしまふということはないのですか。

(村上委員)

それは今どこの業界でも多いと思いますけれども、入ってくる人がいないので、なおさら余計に大変であると思います。道州制のメリットと言えば、九州道を作るとすればそこが活性化する、それがなければただ単に東京一極集中を避けるということではないと思います。

(長野委員)

福岡一極集中になるのではないですか。

(村上委員)

それは作り方だと思います。どこに州都を置くかということは、また別の問題だと思います。そこを自由に述べさせていただけるのであれば、九州で1つ活性化した地域を作ることによって、若者の定着であるとか、労働人口の確保もできるのではないかと考えております。

(高橋座長)

ありがとうございました。今も貴重な意見でございまして、道州制に深く関わる問題だと思います。その他福祉関係でご意見いかがでしょうか。

(芦塚社長)

先ほどの子育ての問題、足利委員がおっしゃるのを聞いて、私は権限があまりにも集中しているわけで、これを地方に持ってくる、例えば、保育所制度の企画立案も国が行い、認可指針も国が作る、それにしたがって県が設置認可を行うなど、保育所や幼稚園の運営などは全部国がやっているわけです。これを地方分権、そして地方分権の行き先が道州制ではないか、国がやることをこの子育てについては市町村に下ろしてもらい、そして全体的な広域的な調整を道州政府がやってもらうという方が地域にあった子育てが一貫してできるのではないかとということで、道州制もあります。おっしゃるとおり今の実態に合わせて国が画一的に基準等で縛るのではなくて、全部こちらに任せて下さい、そのための税財源もくださいということではないかと思います。その一環のツールとしての道州制ではないかという気がいたします。ご指摘のとおりだと思います。今は国が全部やっていますから。

(高橋座長)

他にございませんでしょうか。

(知事)

村上委員から福祉の問題で人材の確保ということでお話があって、道州制で1つのいいまとまりができれば、そこで人が留まるかもしれないということでした。逆に長野委員からは逃げてしまうかもしれないというお話もありました。私も、そこは道州制でやれば留まりやすいところはあるという感じはしますが、もう1つ、将来、福祉などの分野で人手不足というのはずっと浸透してくると思います。農業の分野もそういうことがあるかもし

れませんが。そういうときに道州制、全国一律で考えると、連合も色々なご意見をもっておられますが、地域の実情からいうと九州連合なら、雇用を国際化するのも地域の実情にあってやりやすいかなという感じもあります。特に九州の場合はアジアのゲートウェイですから、人的な交流もしやすくなるのではないかという感じもします。芦塚さんのところでは人的交流については何か議論をされていますか。

(芦塚社長)

アジアの関係を強化したいということでは色々検討しております。交流検討しております。技術的にも色々人材の行き来をやりまして、活性化のためにやっていきたいということで人材もアジアを見据えた1つのテーマになっております。

(高橋座長)

福祉の問題も少し進みまして、次に福祉に非常に関係の深い医療問題で、医療問題も医師不足という問題がありまして、これがどこに原因があるのか、道州制になったらどうなるのか、大分県の医師会長の嶋津委員にご意見を賜りたいと思います。

(嶋津委員)

医師不足については、国の政策に大きな問題があったと思います。前回も申し上げましたけれども医師の研修制度により医師の偏在、科の偏りが起こっており、医師の進む方向も変わってきました。欧米に比べますと医師数が全体的に少ないことも事実ですけれども、私の個人的な考え方では、きちっとした配分をすれば今のような混乱は起こらなかっただろうと思います。先ほど村上さんもおっしゃいましたが、インターネット等の情報が若い医師、特に研修医に流れまして、待遇のいい病院、それから過労にならない病院を選ぶようになってしまったのです。これを解決するために都市部の研修医の定員を減らしますという話でしたけれども、私はそんなことでは元には戻らないと思っております。

道州制になったときにどういうことが医療関係で起こるかという、医療そのものは地域に根ざした地域完結型の医療でないと機能しないので、各県単位であろうと道州になろうと大きな違いは起こりえないと思います。ただ、資料にもありますけれどもドクターヘリの問題は、費用の問題で持てない県もありますが、道州制になって九州全体でヘリを何か持つなどして、機動的な活躍はできるようになると思います。道州制になって道立の大学ができ、医学部の学生をどんどん育てることができて、その卒業生を九州に留まらせることができれば、大きなメリットがあると思いますが、たぶん人権の問題で不可能であろうと思いますから道州制になっても医療の面では大きな違いは出ないだろうと思います。

それから先ほど吉村さんが話しましたがけれども、国の政策で大きな問題であるのは、研修医制度の他に有床診療所というものがございます。これは日本独特の制度でありまして、診療所（医院）の活躍で低費用で地域医療を支えてきたわけですがけれども、あまりにも報酬が安いものですから有床診療所はほとんどベッドを止めてしまって、10年ぐらいで半減している状況です。入院が必要な患者さんが今までは医院の入院で完結していたものが、医院がほとんどベッドを持たなくなったことにより、大病院に行くことになりました。診



療所が17万円から18万円ですから、同じ食事を出して、注射をして薬を投与しても20万円にならない。病院では、医学部とか官公立で差がありますが、だいたい110万円から120万円ぐらいですから約6倍になっています。私が6年前に医師会長になったときに日本医師会に有床診療所の活性化という文書を提出いたしまして、これを粗末にしないように提言しました。最近では、診療所の機能を見直そうという雰囲気はありますが、早く国がこれに手を付けないと大病院志向が進んでおりまして、費用はかかるけれども効率が悪くということになると思います。

(長野委員)

大分大学の優秀な医師が九州大学に移ってしまうようなことはないのですか。

(嶋津委員)

今のところ九州の中の大学でどんどん医者が集まるということはありません。九州大学、熊本大学、長崎大学は必要なくらい集まりますが、かつてのドクターの入局率の約半分です。大分大学、宮崎大学その他の大学は、研修医の定員がありますが、全部中央に出て行ってしまって定員に満たない状況です。

(長野委員)

東京でしょうか。

(嶋津委員)

ほとんどが東京です。

(高橋座長)

辻野委員どうぞ。

(辻野委員)

医療の問題は、一番道州制になじみにくい分野だと思っています。色々と中央集権で問題があっても道州制にしたらもっと悪くなると思います。医師の養成機関は東京に偏在している。九州が独立しても九州だけで九州のことはまかないきれないと思います。先ほど人権の問題があるといいましたが、極端に言えば国家試験を受かって何年間かは国が決めた地方で勤務しないといけないという制度を決めない限り、地方の医師不足は解消しないのではないのでしょうか。もちろんそのかわり色々なメリットをつけてあげないといけないでしょうけれども。自由な意思で勤務地を選ぶというようなことになったら、待遇だけではなく、大分大学の卒業生が東京に行くというのは見た目の待遇だということが分かります。そこには色々な文化的なものがあって遊ぶことも色々あるという自由主義だけで経済合理主義だけでやっていたら完全に医療は崩壊する、これはいい意味の中央集権制を残してもらわなければ、逆に地方の医療は崩壊するという分野ではないかと思っています。道州制にしたらい分野もあります、例えば、企業活動などもすごくいい分野もありますけれども、医療というのはその正反対の分野ではないかと思っています。

(知事)

つまり、都市集中にデメリット、地方にメリットを与えるような制度設計を国がしないといけないということですね。

(長野委員)

ちょっと道州制からはずれるかもしれませんが、私の友人から聞いたんですが、外国の医師免許は日本では一切通用しないが、日本の医師免許は外国どこでも通用するので、外国の優秀な医師が日本国内では医療行為ができない、看護師さんも同じです。そのため、神戸に特区を設けてそこで英語で受けられるようにするとか日本語を外国の医師に教えるとか、そういう運動を進めつつあります。大分は東アジアと近いので、東アジアの優秀な医師を日本で治療できるような特区を設けて医師不足を解消するという可能性はないですか。

(嶋津委員)

私は政治家ではありませんので断定はできませんが、たぶん不可能だろうと思います。看護師の問題も一時フィリピンから呼んで働いてもらおうとしましたが、フィリピンの国が反対したということもありまして実現しませんでした。

イギリスの場合は、ご存じのように優秀な医師は外国に逃げてしまったわけです。サッカーの非常に厳しい医療政策によって収入が半減したために全部逃げてしまったということがあります。日本もそういうことにならないければよいという心配はしております。

(長野委員)

まずは国家試験に受かる必要がありますね。

(嶋津委員)

アメリカは非常に進んだ国ですけれども医師全体の水準からいったら優秀な医師からレベルの低い医師までいます。アメリカでは、GP（ジェネラルプラクティス）という一般開業医的なものと、SPという専門医があるわけですが、日本の場合には、アメリカのSPに相当する医師が殆どで、レベルの高い医師が多いと言えます。外国の優秀な医師が安い給料で日本には来ないだろうと思います。

(長野委員)

主に日本が得意な再生医療、先端の医療にそって私の友人はやりつつあります。

(嶋津委員)

これはハーバード大学にたけみプログラムというものがあまして、ここで育てた医師は非常に優秀ですし、日本に来てもそれなりの資格は取れるだろうと言われてますが、まだ取った例は1度もございません。

(辻野委員)

福祉などの分野はフィリピンから人を入れたらいいということがありました。フィリピンは英語で教育が行われているわけです。その分アメリカに行けるわけです。日本に来た場合は日本語で仕事をしなければいけないわけで、そこを忘れてフィリピンの人を入れたらいいだろうということにはならないと思います。その他の条件がものすごく日本がいいのであれば、語学をマスターしてでも日本で仕事をということになるかもしれませんが、そう条件が変わらない場合は言葉の障壁の問題があるということをお忘れなくようにしていただきたい。

(高橋座長)

ありがとうございました。時間がちょっとなくなりましたので、テーマの3つ目、環境問題についてもちょっと触れておきたいと思います。本日、初めてご出席をいただいた昭和電工の代表の佐藤委員に環境問題につきまして、例えば、自然、生活環境保全等、環境に関する問題のご意見を承りたいと思います。

(佐藤委員)

私ども事業活動を行っておりますので、そういう視点から述べさせていただきますと、環境の問題というのは、最低限守るべきところというのは、先ほど九州戦略会議の中でもございましたけれども、役割分担の中で広域にまたがりますので、1つは最低限は、例えば、環境基準などがございますけれども、そういったところは国で設定していただきまして、あとは影響の及ぶ範囲でそれぞれ許される範囲で個別にやっていただくのがよろしいのかなと思います。例えば、道州制に関連しますと、大気の問題は、九州全体から見ますと隣の中国からかなり色々なものが来ているというお話もありますし、そこは個別に今の県のレベルでは解決できないのでまとまった形で出していくとか、あるいは今色々なところで研究されているもの、例えば九州内で研究されているものについて、もう少しまとまった形でやれば、外にもものが言えるし、技術的にももっと積み上げられるし、ブラッシュアップできるのではないかと思います。そして、我々の生活により身近なところは、それはそれでまた別の行政主体が行うというように、役割分担の線引きをどこで区切るのかというところが1つ問題なのかなというところで、やはりそれぞれの影響の及ぶ範囲で考えられたらどうなのかなという感じを持っております。

(高橋座長)

ありがとうございました。それではもう時間がありませんので、ほとんど最後でございますけれども、幸重委員から環境問題につきまして、道州制導入のメリット・デメリットのご意見を承りたいと思います。

(幸重委員)

環境問題についてという範囲が非常に広がりますが、少し話はもどって、先ほど長野委員が言われたどが州都になるかということが私はどうしても気になります。仮説でテーマをどこかに絞ってやっていくという方法もあると思います。1つの環境問題につい

でも州都がどこになった場合にどうなるというように。私は大分に是非なって欲しいと思うし、聞くところによりますと、宮崎の方は宮崎でもなれるのではないかという話を聞いたという話が冗談で出ていたそうですけれども、この環境というのは県の境がないわけですから、どこかを中心にしたときにどこがどういう流れになるかということが問題になってくると思います。ですからこの問題は、先ほどの医療の問題もそうなんですけれども、州都の問題にあまり関係がないという思いもしますけれども、やはり州都をどこに置いたときにどういうメリットが出てくる、デメリットが出てくるという観点で話さないとなかなか問題の整理はできにくいのではないかと思います。

(長野委員)

環境の問題でいきますと、福岡を敵視して大変申し訳ないんですけれども、福岡は台風や地震に遭う率が高いということがあります。それから最近犯罪が非常に福岡では増えており、私の親戚も街中で2人ひったくりに遭っております。福岡県は犯罪率で大分県の9倍になっています。水不足も福岡は悩んでおります。人口密度も高すぎて非常に生活環境が悪いなど、そういう意味から環境の問題でも大分に州都を持ってくるのが非常にいいのではないかと思います。

(高橋座長)

貴重な意見ありがとうございました。時間になりましたので、今日の議論はこの辺で終わらせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。それでは村上課長よろしくお祈いします。

(村上課長)

皆様どうもありがとうございました。それでは閉会にあたりまして知事から一言ごあいさついたします。

(知事)

皆さん、どうもありがとうございました。芦塚さんにも貴重なご教示をいただきましてありがとうございました。

今日いただきましたご意見等は、また、取りまとめまして後の報告等に反映させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(村上課長)

ありがとうございました。それでは、これをもちまして平成20年度第1回の大分県道州制研究会を終了いたします。次回の開催日は現在のところ7月1日又は7月11日を予定しております。詳細につきましては、皆様と日程を調整のうえ、決まり次第ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、必要に応じて皆様にまたご意見を賜るかと思っておりますけれどもどうぞよろしくお願いいたします。本日は長い時間ありがとうございました。